

## 京都光華女子大学海外留学プログラム参加に関する注意事項

### 海外留学プログラムの参加にあたって

本学海外留学プログラムに参加するにあたり、事前の指導を受講するとともに、海外の留学先において、安全に勉学に励み、海外留学を実り多いものとするために、下記の注意事項を十分理解し、遵守しなければならない。また本学の海外留学プログラムに参加することは、個人的な留学ではなく、本学の学生として、留学奨学金を収受し、本学の授業の一環として留学するものであり、本学の指示・指導に従わなければならない。

本留学プログラムを利用し協定校に留学する場合は、留学期間延長は認められないので、本学の学生は留学を終えると速やかに帰国しなければならない。本学の学生は留学の成果を活かし、本学を卒業することが期待されている。

### 安全管理は自分自身で行う

海外留学プログラムでは、一般的に身の危険や病気、事故等に遭遇する可能性が高い。それらから自分の身の安全を守るためには、各自があらかじめ最大限の対策を立てておく必要がある。また万一そのような事態に遭遇したときには、できる限り被害を最小限にとどめ、すみやかに危険から逃れることが肝心である。海外留学プログラムに参加する学生は、各自が自覚と責任を持ち、主体的に適切な判断と行動をとることが求められる。

### プログラム開始前

1. 海外留学プログラム参加については、必ず保護者の承諾を得たうえで別紙誓約書を提出すること。
2. 留学中に学生本人の故意または不注意によるトラブル等(迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果について、学生本人または保護者の責任において一切を処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。  
そのために、保護者又はそれに相当する者は必ず前もって有効なパスポートを用意しておくこと。  
また問題解決のための全ての費用(航空券代、渡航手続き費用、現地費用、斡旋経費など)は保護者の負担になること。
3. 「海外渡航届」(別紙)を提出すること。  
旅券、査証、保険、利用する交通機関、便名、日程、滞在先(場所・連絡方法)、現地受入れ担当者とその連絡先などを所定の様式に記入のうえ、国際交流センターへ提出すること。
4. 外務省や在外公館のホームページを利用して渡航先の現地情報(気候・治安・保健衛生・風俗習慣・交通・通信等)を得ておくこと。
5. 学生は必ず健康調査票を提出し、学校医の面接を受け、心身共に留学に十分耐えうる健康状態にて参加すること。出願時または渡航前に健康上の留意点がある場合は、申込書に記入または本学に報告すると共に、健康上海外留学の参加に支障はないと医師に診断されていること。また、渡航先

における感染症などについて把握し、感染を回避するため、必要に応じて予防接種を受ける、或いは予防内服を行うなど、医師を通じて適切な予防措置を講じること。

6. 出発以前に必要な十分な海外旅行保険に加入していること。(現地の諸事情を勘案し、保険のタイプを選ばなければならないが、少なくとも疾病・傷害・死亡・救援者派遣・賠償責任費用・緊急移送費等は十分に保障されているものでなければならない。クレジットカードに付帯されている海外旅行保険は不可とする。)
7. 本学は上記の事項を確認し、安全管理上問題があると判断した場合は、たとえプログラム開始後であっても、プログラムの変更や中止、帰国等を指示することがある。

### プログラム期間中

1. プログラム期間中、学生は以下のことを守らなければならない。また学生が下記の事項を守らずまたは素行不良等により本学からの留学生として不適格であると受け入れ先大学または本学が判断した場合には、本学は学生の留学を取り消す権利を有していることに同意すること。また、この権利行使により留学を中止して途中帰国する場合は、それに関わる費用を含めて学生本人または保護者の責任において一切を処理すること。
  - ① 滞在国・地域の法律・法規(飲酒・喫煙等)を遵守し、公序良俗に反する行為をしないこと。
  - ② 安全に十分注意し、夜間の外出や単独行動はしないこと。また、自由行動中であってもバンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセーリングなどの危険な行為はしないこと。河川、湖沼、海域での遊泳については、事前に本学国際交流センターに連絡し、必ず承認を得ること。
  - ③ プログラム期間中は受け入れ先大学等の規則を遵守し、迷惑をかけぬようにすること。
  - ④ 滞在先は原則として本学の指定するホームステイまたは学生寮に限る。滞在先を無断で転居しないこと。
  - ⑤ 滞在先のルールを守り、迷惑をかけないこと。学生本人の故意または不注意により宿泊施設に関わるトラブル(迷惑行為、目的外使用、破損滅失等)が発生し、それによって生じた損害およびそれに関わる賠償については学生本人または保護者の責任において処理すること。
  - ⑥ 自動車・自動二輪車の運転は行わないこと。
  - ⑦ アルバイトは行わないこと。
2. 留学期間中または留学終了後、外国から本学学生(留学)としての身分変更(退学、休学)を願い出ることとは出来ない。当初の留学コースの変更は認められない。
3. 留学を途中で中断した場合や当初の留学コースを変更した場合は、速やかに奨学金を返還しなければならない。
4. 同一国に3か月以上滞在する場合、最寄りの在外日本大使館または領事館等へ「在留届」を提出しなければならない。
5. 在外公館等のホームページを利用して定期的に渡航先の危険情報について把握する。
6. 緊急連絡先(留学先の電話番号や住所、日本の家族、大学など)を記したメモは常に携帯する。
7. メールは学部学科、国際交流センター等からの連絡事項があるので必ず毎日チェックする。

8. プログラム期間中、学生は2ヶ月ごとに国際交流センターへメールで近況報告をしなければならない。
9. 海外留学プログラム中他所へ移動する場合や緊急の用件で帰国する場合は、事前にその旅行計画と緊急時の連絡先を国際交流センターに伝え承認を得なければならない。
10. 以下の場合に学生が被る学籍上、教務上、あるいは金銭上等の不利益に関して、学生本人または保護者の責任において一切を処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
  - ① 学生本人の故意または不注意あるいは予測し得ない事態により事故や災害、疾病等が発生した場合。
  - ② 受け入れ先大学における学業継続が不可能な場合(成績不良、学力不足、経済的窮状、身体的疾病、精神的疾患など)。
  - ③ 留学中、受入れ先大学が所在する国(地域)の治安状況、疫病、自然災害等のやむをえない事情により、本学が学生本人の安全を第一と考え留学の中止または帰国を勧告した場合は、本学の判断に基づく指示に従い自費で帰国すること。
11. 渡航前に本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学、受入れ先大学、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社、関係官庁及び在外公館が、事故時の対応や学生本人および保護者との連絡のために共有、利用することに同意すること。

#### **プログラム終了後**

1. プログラム終了後は速やかに帰国し、本学の了解なく個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
2. 帰国予定(利用する交通機関、便名、日程)を、少なくとも学期終了2週間前には国際交流センターに連絡しなければならない。
3. 帰国をした学生は1週間以内に国際交流センターに留学終了届(別紙)を提出すること。また1ヶ月以内に帰国報告書(別紙)を提出しなければならない。

#### **誓約書の提出**

この注意事項を理解したうえで、プログラム参加学生ならびに保護者は「誓約書」(別紙)を指定の期日までに国際交流センターへ提出しなければならない。

#### **緊急時の連絡先**

本学における緊急時の連絡先は以下のとおりです。

国際交流センター

TEL : +81-75-325-5304

FAX : +81-75-325-5317

E-mail : [kj@mail.koka.ac.jp](mailto:kj@mail.koka.ac.jp)

上記に連絡がつかない場合(夜間・休日等)

警備室 : +81-75-325-5256

## 在留届提出先

在カルガリー日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Calgary)

#2300 Trans Canada Tower, 450-1st Street SW, Calgary, Alberta, T2P5H1, Canada

TEL : +1-403-294-0782      FAX : +1-403-294-1654

在シカゴ日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Chicago)

Olympia Centre Suite 1100, 737 North Michigan Avenue, Chicago, IL 60611 USA

TEL : +1-312-280-0400      FAX : +1-312-280-9568

在ボストン日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Boston)

Federal Reserve Plaza, 14th Floor, 600 Atlantic Avenue, Boston, MA 02210, USA

TEL : +1-617-973-9772      FAX : +1-617-542-1329

在デンバー日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Denver)

1225 17th Street, Suite 3000, Denver, Colorado 80202, U.S.A.

TEL : +1-303-534-1151      FAX : +1-303-534-3393

在ポートランド日本国出張駐在官事務所 (Consulate office of Japan in Portland)

Wells Fargo Center, Suite 2700, 1300 S.W. 5<sup>th</sup> Ave., Portland, OR 97201, USA

TEL : +1-503-221-1811      FAX : +1-503-224-8936

在ホノルル日本国総領事館 (Consulate General of Japan in Honolulu)

1742 Nuuanu Avenue, Honolulu, HI 96817 USA

TEL : +1-808-543-3111      FAX : +1-808-543-3170

在ブリスベン日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Brisbane)

17th Floor, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000 Australia

TEL : +61-7-3221-5188      FAX : +61-7-3229-0878

在メルボルン日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Melbourne)

Level 8, 570 Bourke Street, Melbourne, VIC 3000 Australia

TEL : +61-3-9679-4510      FAX : +61-3-9600-1541

在エディンバラ日本国総領事館 (Consulate General of Japan in Edinburgh)

2 Melville Crescent Edinburgh EH3 7HW

TEL : +44-131-225-4777      FAX : +44-131-225-4828

在英国日本大使館 (Embassy of Japan in United Kingdom)

101-104, Piccadilly, London, W1J 7JT, U.K.

TEL : +44-20-7465-6500      FAX : +44-20-7491-9348

在釜山日本国総領事館 (Consulate-General of Japan at Busan)

18, GOGWAN-RO, DONG-GU, BUSAN, REPUBLIC OF KOREA (釜山広域市東区古館路 18)

TEL : +82-51-465-5101~6      FAX : +82-51-464-1630

在オークランド日本領事館 (Auckland Consulate-General of Japan)

Level 15, AIG Building, 41 Shortland Street, Auckland CBD, New Zealand (P.O. Box 3959)

TEL: +64-9- 303-4106      FAX : +64-9- 377-7784